

議案第四十一号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例

右の議案を提出する。

令和五年六月二十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例

(港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和二年港区条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

第十七条、第二十八条及び第三十六条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。
第四十五条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十四条、第六十二条第一項第六号、第七十三条第一項第八号及び第八十一条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第八十八条第一項中「厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条」を「こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）第十六条」に、「児童自立支援専門員養成所」を「人材育成センター」に、「養成所」を「人材育成センター」に改め、同項第三号中「養成所」を「人材育成センター」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

（港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第四号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十六条第三項中「本章」を「この章」に、「法第十九条第一号」を「同号」

に、「法第十九条第一号又は」を「同条第一号又は」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第四十四条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十一条第三項中「第十三条を除く。」の下に「、」を加え、「法第十九条第一号又は第三号」を「同号又は同条第三号」に改め、「含む。」と「」の下に「、「同号」とあるのは「同条第三号」と」を加える。

（港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和二年港区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第四項中「入所している」を「通所している」に改める。

第五十九条第二項中「入所している」を「通所している」に改める。

（港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第五条 港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和二年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和五年厚生労働省令第四十八号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部改正等を踏まえ、規定を整備するため、本案を提出いたします。